

# 福島県カーボンオフセットモデル事業補助金交付要綱

## (趣旨)

**第1条** 県は、「福島県2050年カーボンニュートラル」の実現に向けて、県民、事業者、民間団体、行政等が連携しながら、地域資源の強みを活かした魅力ある観光と貴重な森林資源等を組み合わせたカーボン・オフセットの取組の普及拡大を図るため、知事が適当と認める者が、地域の強みを生かした観光事業と二酸化炭素吸収源対策としての植林活動を組み合わせ、観光客、事業者などがカーボン・オフセットの取組を実践し、その取組を広く周知するモデル事業（以下「カーボンオフセットモデル事業」という。）を実施する場合の経費について、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

## (補助の交付対象)

**第2条** 補助金交付の対象となる者は、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、民間事業者等（複数事業者が連携して実施する場合を含む。）（以下「民間団体等」という。）とし、補助金交付の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事項を一体的に実施するカーボンオフセットモデル事業とする。

- (1) 植林活動を組み合わせた観光旅行、研修旅行等の企画及び実施
- (2) 観光旅行、研修旅行等の参加者に対するカーボン・オフセットの取組に関する研修
- (3) (1) 及び (2) の取組を市町村、民間団体等と連携して県内外へ情報発信

## (補助対象経費及び補助額等)

**第3条** 補助対象経費及び補助額は、補助事業に要する経費のうち、この要綱の別表に定めるものとし、交付額は、予算の範囲内において知事が定める額とする。

## (申請書の様式等)

**第4条** 規則第4条第1項の申請書は、「福島県カーボンオフセットモデル事業補助金交付申請書」（第1号様式）によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 規則第4条第2項第2号に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 「福島県カーボンオフセットモデル事業計画（変更計画）書」（第2号様式）
- (2) 収支予算書
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、1部とする。

### (消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

**第5条** 補助事業を行う民間団体等の事業者（以下「補助事業者」という。）は、規則第4条の規定に基づき補助金の申請を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法及び地方税法の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税額として控除できる部分の補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

2 補助事業者は、規則13条の規定に基づき実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

### (補助金の交付決定)

**第6条** 知事は、規則第5条第1項に規定する補助金の交付決定を行うにあたり、前条第1項に基づき補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税仕入税を減額し、交付決定を行うものとする。

2 知事は、前条第1項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

### (補助金交付の条件)

**第7条** 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、次のいずれかの場合とする。

(1) 補助金の区分毎に配分された額の20%以下の減額変更

(2) 補助金の区分毎の補助対象経費の20%以下の流用増減

2 規則第6条第1項第5号に規定する別に定める事項は、次のとおりとする。

(1) 補助金の対象事業期間は、当該補助金の交付決定日の属する年度の事業着手日から当該年度の1月31日までの期間とする。

(2) 補助金に係る要綱等の規定に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行うものとし、補助金を他の用途へ使用してはならないこと。

(3) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続きの取扱いに準ずること。

(4) 補助事業の実施に当たっては、福島県暴力団排除条例（平成23年福島県条例第51号）に規定する暴力団又は暴力団員等に該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等、暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行うこと。

(5) その他規則及びこの要綱の定めに従うべきこと。

#### (変更等の承認)

**第8条** 補助事業者は、規則第6条第1項の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、「福島県カーボンオフセットモデル事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書」（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

#### (申請を取下げることができる期日)

**第9条** 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

#### (事業の着手)

**第10条** 補助事業者による事業の着手は、補助金交付決定があった日以後に行うものとする。

また、補助事業者は事業に着手した場合には、「福島県カーボンオフセットモデル事業補助事業着手届」（第4号様式）を知事に提出するものとする。

#### (概算払)

**第11条** 知事は、必要があると認めるときは、この交付要綱に定める補助金について、補助金の全部又は一部について概算払の方法により補助金の交付をすることができる。

2 前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、「福島県カーボンオフセットモデル事業補助金概算払請求書」（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

#### (状況報告等)

**第12条** 規則第11条の規定により、補助金に係る予算の執行の適性を期するため必要があるときは、補助事業の進捗状況について補助事業者に報告を求め、又は現地調査を行うことができる。

2 補助事業者は、前項の規定により報告を求められたときは、「福島県カーボンオフセットモデル事業補助金状況報告書」（第6号様式）を知事が定める日までに提出しなければならない。

#### (完了報告)

**第13条** 補助事業者は、当該事業が完了したときは、速やかに「福島県カーボンオフセットモデル事業補助金完了報告書」（第7号様式）を知事に提出しなければならない。

### (実績報告)

**第14条** 規則第13条に規定する実績報告は、「福島県カーボンオフセットモデル事業補助金実績報告書」(第8号様式)に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日(事業中止・廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日)から起算して30日を経過した日、又は当該事業の完了した日の属する年度の2月29日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

(1) 収支精算書

(2) 参加料や協賛金など、自己資金以外の収入が発生する事業に関しては、通帳の写し、領収証(控)等の収入を証する書類(写)

(3) 領収書又は支払いを証する書類(写)

(4) その他知事が必要と認める書類

2 補助事業者は、前項の実績報告の提出に当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除金額が明らかな場合には、これを減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を「福島県カーボンオフセットモデル事業補助金仕入れに係る消費税相当額報告書」(第9号様式)により速やかに知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

### (補助金の額の確定)

**第15条** 知事は、前条第1項の規定による報告を受けた場合は、規則第14条の規定に基づき、当該報告書等の書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを確認し、適合すると認めるときは、交付すべき補助の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

### (補助金の交付の請求)

**第16条** 補助事業者は、規則14条の規定による補助金額確定の通知を受けたときは、速やかに「福島県カーボンオフセットモデル事業補助金交付請求書」(第10号様式)を知事に提出しなければならない。ただし、全額概算払により補助金の交付を受けた場合は、この限りではない。

### (補助金の交付決定の取消し等)

**第17条** 知事は次に掲げるいずれかの事項に該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部もしくは一部を取り消し、又は補助事業について変更を命ずることができる。

- (1) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (2) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、補助金の交付の決定後に生じた事業の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

#### (補助金の返還)

**第18条** 知事は、前条の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されている場合は、期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

#### (消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

**第19条** 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書（第11号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

#### (財産の処分の制限)

**第20条** 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円を超える機械器具、備品及びその他重要な財産（以下「処分制限財産」という。）を知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付し、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、補助事業者が規則第6条第1項第4号の規定による条件に基づき補助金の全部に相当する金額を県に納付した場合、又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間（以下「処分制限期間」という。）を経過した場合は、この限りではない。

- 2 補助事業者は、処分制限財産について、「取得財産管理台帳」（第12号様式）により記帳整理し、処分制限期間内備えて置かなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業の完了後においても補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。
- 4 補助事業者は、規則第18条第1項の規定により財産の処分の承認を受けよう

とするときは、あらかじめ「取得財産処分承認申請書」（第13号様式）を知事に提出しなければならない。

- 5 知事は、処分制限財産の処分により補助事業者に収入があったと認めるときは、その収入に相当する補助金額の全部又は一部を県に返還させることができる。

**（会計帳簿等の整備、保存）**

**第21条** 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助金等の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

**（補足）**

**第22条** この交付要綱に定めるもののほか、福島県カーボンオフセットモデル事業補助金に関し必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この交付要綱は、令和5年6月16日から施行し、令和5年度の補助金から適用する。

別表（第3条関係）

補助率、補助上限額及び補助対象経費等

1. 補助率、補助上限額

(1) 補助率

補助事業の10/10以内

(2) 補助上限額

1件あたり500万円

(3) 補助金算定方法

次に掲げる額のいずれか少ない額とする。

ア 補助対象経費×補助率

イ 参加料や協賛金、市町村補助金などの事業収入や自己資金といった補助金以外の収入がある場合で、その合計額が補助対象経費以外の額を超えるときに、当該越えた額を補助対象経費の合計額から控除した額。

2. 補助対象経費

人件費、事業費（謝金、旅費、通信運搬費、外注費、雑役務費、広報費、借料・損料、使用料、保険料）、委託費

3. その他

次に掲げるものに該当する経費は、補助対象経費とならない。

(1) 補助事業を実施するために直接必要とは認められない経費

(2) 補助事業を実施する土地の購入費、使用料及び賃借料

(3) 補助事業期間外に発生した費用

(4) 補助事業のみに使ったか明確に切り分けできない経費

(5) その他必要性が説明できない経費

第1号様式（第4条第1項関係）

年 月 日

福島県知事

補助事業者 所在地

名称

代表者氏名

福島県カーボンオフセットモデル事業補助金交付申請書

福島県補助金等の交付等に関する規則第4条第1項の規定により、補助金を交付されたく下記のとおり申請します。

記

1 事業名

2 事業の目的及び内容(別紙第2号様式のとおり)

3 補助金交付申請額 円

4 事業着手及び完了予定年月日

着手予定 令和 年 月 日

完了予定 令和 年 月 日

5 本件責任者及び担当者

責任者氏名

担当者氏名

連絡先

注 用紙の大きさは、A列4番とする。

第2号様式（第4条第2項関係）

福島県カーボンオフセットモデル事業計画（変更計画）書

年 度	令和 年度	提出年月日	令和 年 月 日
事業名			
団体名	（※団体規約、会則等を添付してください。）		
代表者		連 絡 責 任 者	（※代表者と異なる場合は、記載してください。）
連絡先	（※電話番号、メールアドレスを記載してください。）		

1 事業計画の概要

事業期間	年 月 日 ～ 年 月 日
事業内容	※誰が、誰を対象に、いつ、どこで、どんな内容の事業を、どの様な方法で行うのかなど、具体的に記載してください。
総事業費	円
	補助金 申請額
	円

## 2 事業年間スケジュール

時期	内容
月	
月	
月	
月	
月	
月	
月	
月	
月	
その他 時期未定のものがあれば記載	

### 3 収支計画

#### 収入の部（単位：円）

区分	予算額	調達先等（金額の内訳）
事業収入		※算定基礎を記入
自己資金		※内容を記入
借入金		※借入先（金融機関等）を記入
その他		
補助金申請額		
計		

※補助金申請額については、千円未満の端数を切り捨てて記入してください。

#### 支出の部（単位：円）

区分	経費全体額 (A)	補助対象経費 (A)のうち、補助対象外の経 費を除いた額 (B)	明細

※「明細」欄には「経費全体額」の積算内訳として、名称、数量、単価、金額（仕様について別途資料を添付してください）を必ず記載してください。（「明細」については別紙としても差し支えないので、明確に記載してください。）

年 月 日

福島県知事

補助事業者 所在地  
名 称  
代表者氏名

福島県カーボンオフセットモデル事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書  
下記により令和 年度福島県カーボンオフセットモデル事業の事業計画を変更（中止・廃止）したいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第6条第1項の規定により、承認してくださるよう申請します。

記

- 1 事業名
- 2 補助金の交付決定年月日及び番号
- 3 変更（中止・廃止）の理由
- 4 変更（中止・廃止）の内容  
別紙のとおり
- 5 本件責任者および担当者  
責任者氏名  
担当者氏名  
連絡先

注1 「変更の内容」の別紙は、事業計画書に記載し、変更前と変更後の内容を2段で記載すること。

2 用紙の大きさは、A列4番とすること。

第4号様式（第10条関係）

年 月 日

福島県知事

補助事業者 所在地  
名称  
代表者氏名

福島県カーボンオフセットモデル事業補助事業着手届

令和 年度福島県カーボンオフセットモデル事業について、下記のとおり着手しましたので届け出ます。

記

交付決定年月日	年 月 日付け福島県指令 第 号
交付決定額	円
着手年月日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日

※ 本件責任者及び担当者  
責任者氏名  
担当者氏名  
連絡先

年 月 日

福島県知事

補助事業者 所在地  
名 称  
代表者氏名

福島県カーボンオフセットモデル事業補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け福島県指令 第 号で交付決定のあった福島県カーボンオフセットモデル事業補助金について、下記のとおり概算払により交付して  
くださるよう請求します。

記

1 事業名

2 請求金額 円

3 概算払を請求する理由

4 本件責任者および担当者

責任者氏名

担当者氏名

連絡先

第6号様式（第12条第2項関係）

年 月 日

福島県知事

補助事業者 所在地  
名称  
代表者氏名

福島県カーボンオフセットモデル事業補助金状況報告書

令和 年度福島県カーボンオフセットモデル事業補助金の遂行状況について、福島県カーボンオフセットモデル事業補助金交付要綱第12条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業名

2 事業の経過

(1) 収入内訳

(単位：円)

区分	予算額a	決算見込額		増減 a-b-c	摘要
		収入済額b	収入予定額c		
事業収入					
自己資金					
借入金					
その他					
県補助金					
計					

(2) 支出内訳

(単位：円)

区分	予算額 d	決算見込額		増減 d-e-f	摘要
		収入済額 e	収入予定額 f		
補助対象外経費					
計					

3 実施状況

ほぼ計画どおり進んでいる。

一部の計画の変更がある。

( )

4 本件責任者および担当者

責任者氏名

担当者氏名

連絡先

注 用紙の大きさは、A列4番とすること。

年 月 日

福島県知事

補助事業者 所在地  
名称  
代表者氏名

福島県カーボンオフセットモデル事業補助金完了報告書

令和 年度福島県カーボンオフセットモデル事業補助金について、下記のとおり完了したので報告します。

記

1 完了報告

事業名	
交付決定年月日	年 月 日付け福島県指令 第 号
交付決定額	円
着手年月日	年 月 日
完了年月日	年 月 日

2 本件責任者および担当者

責任者氏名

担当者氏名

連絡先

注 用紙の大きさは、A列4番とすること。

第8号様式（第14条第1項関係）

年 月 日

福島県知事

補助事業者 所在地  
名称  
代表者氏名

福島県カーボンオフセットモデル事業補助金実績報告書

令和 年度において、下記のとおり福島県カーボンオフセットモデル事業補助金を実施したので、福島県補助金等の交付等に関する規則第13条第1項の規定により、その実績を報告します。

記

- 1 事業名
- 2 事業内容  
別紙事業実績報告書のとおり
- 3 本件責任者および担当者  
責任者氏名  
担当者氏名  
連絡先

注 用紙の大きさは、A列4番とすること。

第8号様式別紙（第14条第1項関係）

福島県カーボンオフセットモデル事業補助金実績報告書

年 度		提出年月日	
事 業 名			
団 体 名			
代表者名		連絡責任者	（※代表者と異なる場合は、記載してください。）
連 絡 先	（※電話番号、メールアドレスを記載してください。）		

1 事業の実施概要

事業期間	年 月 日 ～ 年 月 日
事業内容	（※誰が、誰を対象に、いつ、どこで、どんな内容の事業を、どの様な方法で行ったのかなど、具体的に記載して下さい。）

## 2 事業実施の成果

事業実績	事業実績	※参加者数などを記載してください。
	事業の実施による効果	
CO2 排出量 及びオフセット方法について	算定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
	推定CO <sub>2</sub> 発生量 (t-CO <sub>2</sub> ) 及び算 定方法・根拠	〇〇 t-CO <sub>2</sub> 算定方法・根拠：
	オフセットの方法	削減方法：  植樹本数等の実績数： (想定される CO <sub>2</sub> 吸収量： t-CO <sub>2</sub> )
事業実施による波及効果		(※当初予想しなかったような波及効果があった場合は、具体的に記入してください。)
目標達成のための課題等		(※目標達成のための課題は何ですか。課題を踏まえ、今後どのように取り組んでいきますか。)

### 3 収支精算

#### (1) 収入の部

区 分	精算額	備考
	円	
計		

#### (2) 支出の部

区 分	精算額	備考
	円	
計		

※ 軽微な変更があった場合においては、変更内容が容易に比較できるよう、変更前の額を上段に（ ）書きとし、変更後の額を下段に記載すること。

### 4 添付書類

- (1) 事業内容が確認できるカラー写真
- (2) 支出が確認できる書類（契約書等の写し、請求書の写し、領収書の写し、銀行等で振込したことが分かる書類）
- (3) その他知事が必要と認める書類

### 5 本件責任者および担当者

責任者氏名

担当者氏名

連絡先

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

年 月 日

福島県知事

補助事業者 所在地  
名称  
代表者氏名

福島県カーボンオフセットモデル事業補助金仕入れに係る  
消費税相当額報告書

令和 年 月 日付け福島県指令 第 号で交付決定のあったこの事業について、福島県カーボンオフセットモデル事業補助金交付要綱第14条第3項の規定に基づき、下記により報告します。

記

区 分	金 額
補助金の額の確定額	円
補助金の額の確定時に減額した仕入に係る消費税相当額（A）	円
消費税の申告により確定した仕入に係る消費税相当額（B）	円
補助金返還相当額（B）－（A）	円

本件責任者および担当者

責任者氏名

担当者氏名

連絡先

注1 参考となる資料を添付すること。

2 用紙の大きさは、A列4番とすること。

年 月 日

福島県知事

補助事業者 所在地  
名称  
代表者氏名

福島県カーボンオフセットモデル事業補助金交付請求書

令和 年 月 日付け福島県指令 第 号で交付決定のあった福島県カーボンオフセットモデル事業補助金について、下記により金 円を交付して  
くださるよう請求します。

記

事業名	
事業費	円
交付決定額(A) 又は交付決定額	円
受領済額(B)	円
今回請求額(C)	円
残額(A)-(B)-(C)	円

本件責任者及び担当者

責任者氏名

担当者氏名

連絡先

注 用紙の大きさは、A列4番とすること。

年 月 日

福島県知事

補助事業者 所在地  
名称  
代表者氏名

福島県カーボンオフセットモデル事業補助金に係る  
消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

令和 年 月 日付け福島県指令 第 号で交付の決定（変更の承認）通知がありました補助金について福島県カーボンオフセットモデル事業補助金交付要綱第 20 条第 1 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 福島県補助金等交付規則第 16 条の規定による補助金の確定額  
（令和 年 月 日付け福島県指令 第 号による補助金確定額）  
金 円
- 2 実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等  
金 円
- 3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等  
金 円
- 4 補助金返還相当額（3 - 2）  
金 円
- 5 本件責任者および担当者  
責任者氏名  
担当者氏名  
連絡先

注 1 事業費の内訳資料等参考となる資料を添付すること。

2 用紙の大きさは、A 列 4 番とすること。

取得財産管理台帳（ 年度）

区分	財産名	仕様	数量	単位	単価 (円)	取得金額		取 得 年月日	処分制限期間		施設箇所 又は 設置場所 又は 保管場所	備考
						(円)	うち補助 相当額 (円)		補助率	耐用 年数		

- 注 1 この様式は、取得財産等管理台帳と取得財産等明細書を兼ねるものとします。
- 2 区分については、取得した財産が不動産及其の従物の場合は「不動産」、50万円以上の機械、器具、その他備品の場合は「備品」と記載してください。
- 3 財産名については、取得した財産の名称を記載してください。
- 4 数量については、同一規格であれば一括して記載して差し支えありませんが、単価が異なる場合には区別して記載してください。
- 5 うち補助相当額については、取得金額に事業終了時に確定した補助率（補助対象経費に占める補助金の割合）を乗じた金額を記載してください。
- 6 取得年月日については、工事等の完了を確認した年月日、もしくは納入年月日（検収年月日）を記載してください。
- 7 処分制限期間については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を記載してください。
- 8 処分制限年月日については、要綱第13条第1項に定める期間を記載してください。
- 9 当該財産の処分等にあたって補助金の返還を必要とする場合は、残存価格をもとに返還額を算定してください。
- 10 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番としてください。

年 月 日

福島県知事

補助事業者 所在地  
名 称  
代表者氏名

取得財産処分承認申請書

令和 年度福島県カーボンオフセットモデル事業補助金により取得した財産を下記により処分したいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第 18 条第 1 項の規定により、承認して下さるよう申請します。

記

- 1 補助金の交付決定年月日及び番号  
令和 年 月 日付け 福島県指令 第 号
- 2 財産名
- 3 取得単価及び時価 円( 円)
- 4 取得年月日 年 月 日
- 5 処分の方法
- 6 処分の理由
- 7 処分予定価格（有償による処分の場合のみ）
- 8 処分予定時期 年 月 日
- 9 残存価格 円
- 10 本件責任者および担当者  
責任者氏名  
担当者氏名  
連絡先

注 1 取得財産管理台帳（ 年度）、施設（設置）位置図、現況写真のほか、別に指示する資料を添付のこと。

2 用紙の大きさは、A列 4 番とすること。